

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(制定) 平成29年4月14日付29環地次第2号                      (改正) 平成30年6月14日付30環地次第33号                      (改正) 令和2年3月26日付31環地次第634号                      (改正) 令和2年10月13日付2環地第356号  <u>(改正) 令和5年3月3日付4産労産新第328号</u></p> <p>第1から第4まで（現行のとおり）                      第5 本事業の実施体制                      都は、次のとおり本事業を実施する。</p> <p>1及び2 （現行のとおり）                      3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務の<u>実施を求め</u>、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、<u>別に定める事務費補助金交付要綱に基づき公社に支払うものとする。</u></p> <p>(1) （現行のとおり）                      (2) <u>本事業の周知に関する事務及び</u>第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、及び助成対象事業者に対する助言及び報告を行うこと。</p> <p>第6及び第7（現行のとおり）</p> <p>附 則（平成29年4月14日付29環地次第2号）                      この要綱は、平成29年4月14日から施行する。                      附 則（平成30年6月14日付30環地次第33号）</p>	<p>(制定) 平成29年4月14日付29環地次第2号                      (改正) 平成30年6月14日付30環地次第33号                      (改正) 令和2年3月26日付31環地次第634号                      (改正) 令和2年10月13日付2環地第356号</p> <p>第1から第4まで（略）                      第5 本事業の実施体制                      都は、次のとおり本事業を実施する。</p> <p>1及び2 （略）                      3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務を<u>委託し</u>、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、<u>委託料として公社に支払うものとする。</u></p> <p>(1) （略）                      (2) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、及び助成対象事業者に対する助言及び報告を行うこと。</p> <p>第6及び第7（略）</p> <p>附 則（平成29年4月14日付29環地次第2号）                      この要綱は、平成29年4月14日から施行する。                      附 則（平成30年6月14日付30環地次第33号）</p>

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱 新旧対照表

<p>この要綱は、平成30年6月14日から施行する。 附 則（令和2年3月26日付31環地次第634号） この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和2年10月13日付2環地次第356号） この要綱は、令和2年12月8日から施行する。 <u>附 則（令和5年3月3日付4産労産新第328号）</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、平成30年6月14日から施行する。 附 則（令和2年3月26日付31環地次第634号） この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和2年10月13日付2環地次第356号） この要綱は、令和2年12月8日から施行する。</p>
--	---